

チュニジア
特許令(手数料)

特許に関して納付するべき手数料の額に関する 2001 年 4 月 10 日の命令 No. 2001-836

施行：2001 年 4 月 17 日

目次

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

付属：特許に関して納付するべき手数料の額

第 1 条

2000 年 8 月 24 日の法律 No. 2000-84 第 22 条, 第 24 条, 第 26 条, 第 27 条, 第 28 条, 第 30 条, 第 32 条, 第 37 条, 第 38 条, 第 52 条, 第 54 条, 第 61 条, 第 62 条及び第 63 条に規定する特許に関して納付すべき手数料の額は, 本令に付属する表に定めるとおりとする。

第 2 条

第 1 条にいう手数料は, 1998 年 11 月 2 日の命令 No. 98-2133 に付属する表 D に規定する手続に従って徴収する。

第 3 条

本令に反するすべての従前の規定, なかなく 1998 年 11 月 2 日の命令 No. 98-2133 に付属する表 A は廃止される。

この手数料の額は, 付加価値税を含める前のものとする。

第 4 条

財務大臣及び産業大臣は, それぞれ関係する限りにおいて, チュニジア共和国官報において公告される本令の施行について責任を有する。

付属：特許に関して納付すべき手数料の額

業務の種類	ディナールの額
特許出願及び最初の年金	140
先願の優先権のクレーム	30
11 番目以降のクレーム	30
クレームの補正	24
(表現又は転写の) 事務的な誤りの訂正, 1 ページ当たり	36
出願の実体審査の再開	100
特許出願の取下	40
国家登録簿からの抄本	16
特許又は特許出願のファイルの写し	16
特許又は特許出願の効力を維持するための年金： － 2 年目から 5 年目まで － 6 年目から 10 年目まで － 11 年目から 15 年目まで － 16 年目から 20 年目まで	年当たり 50 年当たり 130 年当たり 265 年当たり 500
猶予期間内の年金の遅延納付, 遅延月当たり	納付すべき年金の 1/12
特許の放棄	40
回復を求める上訴 － 差押の記録 － 差押確認の記録 － 差押解除の記録	100 40 40 40
特許出願又は特許の譲渡又は移転の記録 － ライセンス契約の記録 － ライセンス契約訂正の記録 － ライセンス契約更新の記録 － 登録特許出願又は特許の訂正を行う行為の記録	200 100 100 100 40